

## 第2編

# 調布市食育推進基本計画(第3次)

平成30(2018)年度～平成34(2022)年度

～食を通じたところとからだの健康づくり～

平成30年3月  
調布市



# 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b>	<b>125</b>
1 計画改定の目的と背景	127
2 計画の位置づけ	130
3 計画の期間	130
<b>第2章 調布市の現状と課題</b>	<b>131</b>
1 調布市の概要	133
2 食育に関する取組実績	134
（1）健康推進課での取組	134
（2）農政課での取組	136
（3）学務課での取組	138
3 食育推進基本計画（第2次）の評価と課題	140
（1）心	141
（2）体	144
（3）技	147
（4）家庭・地域	151
（5）総評	152
<b>第3章 計画における基本的な考え方と基本目標</b>	<b>153</b>
1 計画の基本理念と基本方針	155
2 計画の全体像	156
3 計画の推進イメージ	157
4 計画の方向性	158
5 基本目標	159
（1）心	159
（2）体	160
（3）技	161
（4）土台	162
成果指標一覧	163

第4章	年代別の取組の方向性	165
1	乳幼児期	168
2	学齢期	170
3	青年期	172
4	壮年期	174
5	高齢期	176
6	妊娠・子育て期	178
第5章	主体別の取組	181
1	家庭における食育の推進	183
2	保育所・幼稚園・学校等における食育の推進	184
3	地域における食育の推進	185
第6章	計画の推進に向けて	187
1	主体の連携強化	189

用語の後ろに \* が付いている場合は、同じページに説明があります。

用語の後ろに ※ が付いている場合は、資料編に用語解説があります。(209 ページ)

なお、同一ページに同じ用語が複数ある場合には、1 番目の用語に ※ をつけています。

食育推進基本計画（第2次）の評価（平成28年度成果）は、調布市民の健康づくりに関する意識調査結果である平成23年度基準値と平成28年度現状値を比較して、有意差検定（比率の差の検定）を行いました。有意差検定には、カイ2乗検定を行い、イエーツの補正式を適用しています。有意差が認められた指標については、「改善」、「改善の必要性が高い」、有意差が認められなかった指標については「横ばい」と記載しています。この検定では回答者数を計算に用いるため、同程度のポイント差であっても有意差が認められる場合と、認められない場合があります。

## **第1章 計画策定の趣旨**



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画改定の目的と背景

#### (1) 目的

「食」は、生命の源であり、私たちが生きていくうえで欠かせないものです。また、「食」はおいしいと感じたり、家族や友人とのコミュニケーションを行ったりするなど、生活の中における大事な喜び・楽しみの一つでもあります。

しかし近年、家族の形態やライフスタイルの多様化に伴い、食生活が大きく変化した結果、食習慣の乱れ、栄養の偏り、生活習慣病など、食が原因となるさまざまな健康問題が起きています。平成17年6月「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として「食育基本法」が制定されました。「食育基本法」では、食育とは、①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、②さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの、と定義されています。

国の「食育推進基本計画」（平成18年11月）、都の「東京都食育推進計画」（平成18年9月）を受け、調布市では平成21年3月に、食育を通じた心身の健康の増進を目的として「調布市食育推進基本計画」を策定し、食育を推進してきました。

平成25年3月には「調布市食育推進基本計画（第2次）」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、「食で育む、心・体・技」を切り口に食育を推進するとともに、“「周知」から「実践」へ”を概念として総合的かつ効果的な食育を推進できるよう連携体制の構築に努めることとしました。

この「調布市食育推進基本計画（第3次）」（以下、「第3次計画」という。）は、昨今の社会環境の変化、国の「食育推進基本計画」、及び「調布市民の健康づくりに関する意識調査（平成28年10月実施）」の結果等により浮かび上がった課題と食に関する新たな課題を踏まえ、策定します。市民一人ひとりが生涯をとおして健康で豊かな生活を送ることができるよう、環境整備と連携体制の構築を進めながら今後の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

## 第1章 計画策定の趣旨

### (2) 背景

#### ア. 国の動向

- 食育基本法では、内閣府に設置される食育推進会議が「食育推進基本計画」を作成することが定められており平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定しました。

この基本計画は、平成18年度から22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策についての基本的な方針、目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示しました。また、平成23年3月には、過去5年間の食育に関する取組の成果と課題を踏まえ、「第2次食育推進基本計画（平成23年度～27年度）」を策定しました。

- 平成29年3月には「第3次食育推進基本計画（平成28年度～平成32年度）」を策定しました。この計画は、「実践の環を広げよう」を概念に、①若い世代を中心とした食育の推進、②多様な暮らしに対応した食育の推進、③健康寿命の延伸につながる食育の推進、④食の循環や環境を意識した食育の推進、⑤食文化の継承に向けた食育の推進の5点を重点課題として掲げています。

参考：「第3次食育推進基本計画」における5つの重点課題

#### ① 若い世代を中心とした食育の推進

若い世代が自分自身で取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進を目指す。

#### ② 多様な暮らしに対応した食育の推進

子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できる食育の推進を目指す。

#### ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病の発症・重症化予防や健康づくり等、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指す。

#### ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進

生産から消費までの食べ物の循環を理解するとともに、食品ロス\*の削減等、環境へも配慮した食育の推進を目指す。

#### ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進

郷土料理、伝統食材、食事の作法など、日本の伝統的な食文化への理解を深める食育の推進を目指す。



## イ. 東京都の動向

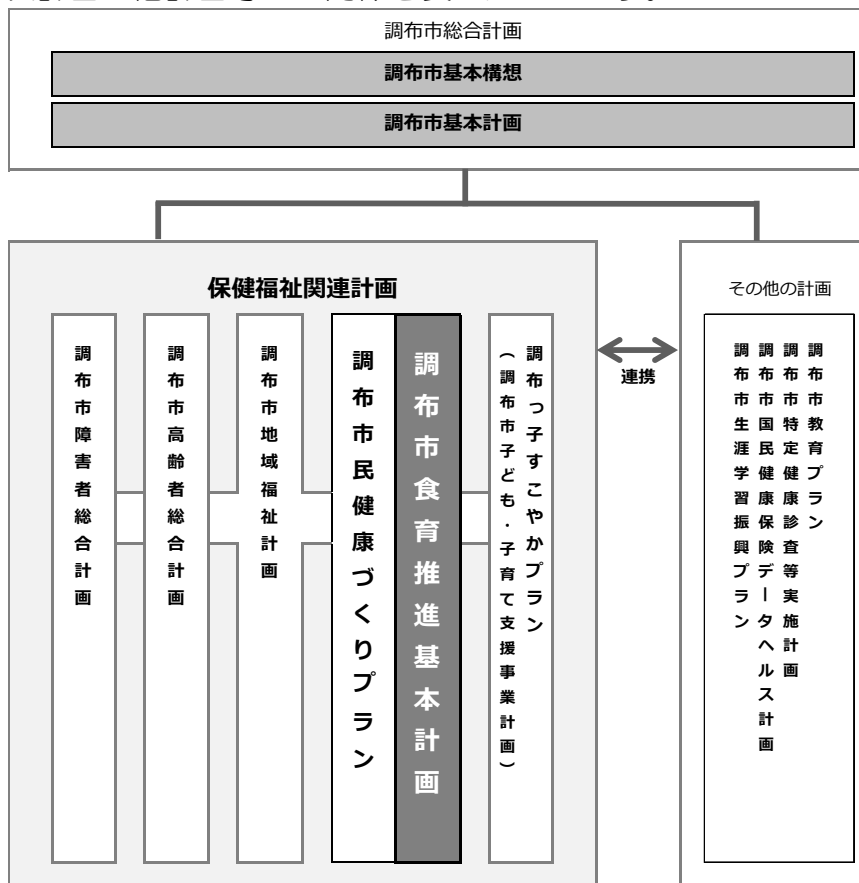
- 平成18年9月に、食育に関する施策を着実かつ積極的に推進するため、都の食育推進の基本的な考え方と具体的な施策の展開を示した「東京都食育推進計画」を策定しました。この計画の中では、取組の成果を把握するため、平成18年度から5年後を目途に各取組事項の目標となる指標を設定しました。続いて、計画策定から5年後の平成22年度に指標の調査・検証を行った結果を受け、平成27年度までの5年間の新たな指標を策定しました。この計画では、都民が健康な心身と豊かな人間性を育むことができる社会の実現をめざし、食育の一層の推進を図るため食育をすべての世代の都民を対象として進めています。
- これまでの施策の成果や達成度にもとづき、さらに食育を進めるために、平成28年3月に「東京都食育推進計画」を改定しました。この計画は、①生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進、②食育体験と地産地消<sup>\*</sup>の拡大に向けた環境整備、③食育の推進に必要な人材育成と情報発信を掲げています。具体的な施策の展開としては、高齢化の急速な進展を踏まえ、これまでの乳幼児、児童・生徒、青年・成人といったライフステージ<sup>\*</sup>に、新たに高齢者を加え、4つのステージに細分化することとしました。また、地産地消<sup>\*</sup>の更なる拡大を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、都内産はもとより、国内産食材の魅力について都民の理解を深めるための取組を実施することとしています。

## ウ. 調布市の動向

- 調布市における食育を推進するため、平成21年3月に「調布市食育推進基本計画」を策定しました。計画は、調布市における食育の基本理念とその実現をめざして実施される施策の方向性を示しています。
- 国の「第2次食育推進基本計画」及び都の「東京都食育推進計画(平成23年度～平成27年度)」を踏まえ、平成25年3月に第2次計画を策定しました。この計画では、市民一人ひとりが「食育」を実践できるよう、「食で育む、心・体・技」を切り口に年代別の取組を整理し、総合的かつ効果的な食育を推進できるよう連携体制の構築を掲げました。
- 第3次計画は、国の「第3次食育推進基本計画」及び都の「東京都食育推進計画(平成28年度～平成32年度)」を踏まえ、市民一人ひとりがより主体的に「食育」を実践できるよう目標を整理するとともに、それを支える家庭、地域などの主体を「土台」と位置づけ、連携の強化を推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

下図は第3次計画と他計画等との関係を表したものです。



## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間です。

内容については、必要に応じ適切な見直しを図るなど柔軟な対応を行います。

H17 2005 年度	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022
-------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

国： 食育推進基本計画	国： 第2次食育推進基本計画	国： 第3次食育推進基本計画
----------------	-------------------	-------------------

東京都：食育推進計画	東京都：食育推進計画 平成23年度～平成27年度	東京都：食育推進計画 平成28年度～平成32年度
------------	-----------------------------	-----------------------------

(平成13年度～) 第4次調布市総合計画	第5次調布市総合計画 (～平成34年度)
----------------------	----------------------

調布市民健康づくりプラン	調布市民健康づくりプラン (第2次)	調布市民健康づくりプラン (第3次)
--------------	-----------------------	-----------------------

調布市食育推進基本計画	調布市食育推進基本計画 (第2次)	<b>調布市食育推進基本計画 (第3次)</b>
-------------	----------------------	------------------------------